

議 事 日 程

開議日時 令和8年5月18日(月)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 議第58号 京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第59号 京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第60号 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第61号 京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第62号 京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第63号 こども本の森京都条例の制定について
- 第8 議第64号 京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第65号 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第66号 京都市保育所条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 第11 議第67号 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議第68号 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第69号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第70号 京都市壬生東市営住宅新2号棟（仮称）新築工事請負契約の締結について
- 第15 議第71号 不動産の処分について
- 第16 議第72号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第17 議第73号 通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（京都市梅小路公園）
- 第18 議第74号 令和8年度京都市一般会計補正予算
- 第19 議第75号 京都市錦林市営住宅新K2棟及び新K3棟（仮称）新築工事請負契約の変更について

~~~~~

〔午前10時1分開議〕

**議長（下村あきら）**ただ今から令和8年京都市会定例会5月市会を開きます。

なお、今市会の審議期間は、本日から6月1日までの15日間といたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。西野さち子議員と湯浅光彦議員とにお願いいたします。

~~~~~

議長（下村あきら）この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定及び市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起についての専決処分の報告が参っております。これらの写しはいずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和8年2月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に保管してありますから随時御覧願います。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（下村あきら）**日程に入ります。

日程第1、**陳情の回付**を行います。

今回、受理いたしました陳情4件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第2ないし日程第19、議第58号京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、ほか17件、以上18件を一括議題といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） おはようございます。本日、5月市会の開会に当たり、市会議員の皆様の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本議会に御提案申し上げております議案は、補正予算が1件、条例の制定等が12件、契約議案が2件、不動産の処分が1件、訴えの提起が1件、その他の議案が1件の合計18件でございます。

御審議をお願いするに当たり、本議会に御提案しております議案のうち、補正予算につきまして、私から御説明申し上げます。

この度の補正予算は、府市協調の下、子ども医療費支給制度の拡充などによる子育て環境の充実や京都の魅力・価値の向上に取り組むほか、京都版CDCの創設による市民生活の安心安全対策を実施するものでございます。

あわせて、リチウムイオン電池に起因する火災への対策に取り組むなど、計2億8,500万円を補正しようとするものでございます。

まず、子育て環境の充実についてでございます。令和9年4月から府市協調で実施する子ども医療費支給制度の拡充に向け、システム改修等を実施するほか、令和9年度中に設置する予定のこども本の森京都を開館するための準備に着手いたします。

さらに、地域コミュニティ機能等を有する銭湯について、府市協調の下、浴場組合による子供向けの魅力発信や利用促進の取組を支援してまいります。

次に、京都の魅力・価値の向上についてでございます。京都が誇る伝統産業の需要拡大に向けた海外市場開拓を支援していくに当たり、開拓先となり得る国や地域に係る市場調査を実施してまいります。また、鴨川とその周辺エリアの公共空間をより魅力的なものとするため、先斗町公園整備の基本計画策定や設計、せせらぎの道における夜間景観づくり等に取り組んでまいります。

次に、市民生活の安心安全対策でございます。新興感染症等の発生に備え、感染症に係る対策立案・支援等の拠点となる京都版CDCを府市共同で創設いたします。府内病院や感染症に知見を有する大学・企業等とのネットワーク構築等により、感染症対応力の向上を図ってまいります。

また、リチウムイオン電池に起因する火災被害を低減するため、回収拠点の拡充や購入から廃棄に至る適正な取扱いの啓発を強化いたします。加えて、クリーンセンターで受け入れている全ての電化製品について、破碎・焼却処理ではなく、外部での再資源化処理を行うことにより、リチウムイオン電池使用製品の混入を防いでまいります。

私からは以上でございます。

その他、本議会に御提案申し上げます各議案の概要につきまして、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（下村あきら） 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

副市長（岡田憲和） それでは、本議会に御提案いたしております各議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議第74号令和8年度京都市一般会計補正予算につきましては、先ほど市長から御説明申し上げたとおりでございます。

次に、条例の制定等でございます。

まず、議第58号京都市職員給与条例の一部改正は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第59号京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部改正は、令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、議第60号京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、いわゆるマイナンバー法の改正等に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第61号及び議第62号は、理容師法、美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正であり、いずれも、法施行令の整理に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第63号こども本の森京都条例の制定は、子供たちが豊かな感性と創造力を育むための施設として、新たにこども本の森京都を設置しようとするものでございます。

次に、議第64号京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部改正は、こども本の森京都の整備に必要な財源として活用するため、山田~~ふ~~称児童福祉事業基金を児童福祉事業の実施に必要な資金を積み立てるための基金としようとするものでございます。

次に、議第65号京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正は、法令改正に伴い所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、議第66号京都市保育所条例の一部を改正する等の条例の制定は、右京区京北地域の保育所を再編し、京都市けいほく保育所及びその分園を設置しようとするものなどでございます。

次に、議第67号京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例の廃止でございます。特例児童扶養資金は、平成14年の児童扶養手当制度改正に伴い、手当が減額される方々の生活への影響を緩和するために設けられた無利子の貸付制度であり、これまで、生活困窮等の事情がある方に対し、本条例に基づき償還免除を行ってまいりました。この度、全ての借受人について償還期限が到来したことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議第68号京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正は、向島国道1号周辺地区地区計画の区域を拡大し、新たに地区整備計画を定めたことに伴い、当該区域における建築物の用途の制限を定めるなど、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第69号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、元京都市ラクト健康・文化館に整備しようとする山科駅前遊びと学びの拠点複合施設の設計、整備、維持管理及び運営に係る受託事業者の選定等に関する事項について審議するため、市長の附属機関として検討委員会を設置しようとするものでございます。

条例の制定等は、以上でございます。

続きまして、契約議案でございます。

まず、議第70号は、京都市壬生東市営住宅の、仮称ではございますが、新2号棟新築工事について、請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第75号は、京都市錦林市営住宅の、仮称ではございますが、新K2棟及び新K3棟新築工事請負契約の変更であり、石油由来の建築資材の納期が遅れていることから、しゅん工期限を変更しようとするものでございます。

契約議案は、以上でございます。

続きまして、議第71号は、令和5年に廃止いたしました京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の土地等売り払おうとするものでございます。

続きまして、議第72号は、本市が有する債権について、支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。

最後に、議第73号は、京都市ネーミングライツ市民等提案制度により、京都市梅小路公園のネーミングライツの付与を希望する提案があったため、当該施設をネーミングライツの付与の対象施設としようとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の概要は、以上のとおりでございます。よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（下村あきら）本日の審議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本日は、これをもって延会いたします。

〔午前10時12分延会〕

~~~~~

議 長	下 村	あきら
署名議員	西 野	さち子
同	湯 浅	光 彦

配付(報告)文書及び付議案件一覧

1	専決処分	
	損害賠償	()
	家賃滞納に係る訴えの提起	()
2	陳情	()
3	市長提出議案	
	議第58号 京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第59号 京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第60号 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第61号 京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第62号 京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第63号 こども本の森京都条例の制定について	()
	議第64号 京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第65号 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	()
	議第66号 京都市保育所条例の一部を改正する等の条例の制定について	()
	議第67号 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	()
	議第68号 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第69号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	()
	議第70号 京都市壬生東市営住宅新2号棟（仮称）新築工事請負契約の締結について	()
	議第71号 不動産の処分について	()
	議第72号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	()
	議第73号 通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（京都市梅小路公園）	()
	議第74号 令和8年度京都市一般会計補正予算	()
	議第75号 京都市錦林市営住宅新K2棟及び新K3棟（仮称）新築工事請負契約の変更について	()
4	監査報告	
	令和8年2月分の例月出納検査	（資料編に収録）